

【新設】（特定事項記載書類の取得等を要しない場合）

17-3-7 関連者間取引に係る必要記載事項について、当該関連者間取引に係る複数の取引関係書類に記載又は記録されている事項を総合して確認することができる場合には、特定事項はなく、特定事項記載書類の取得等を要しないことに留意する。

【解説】

- 1 本通達は、関連者間取引に係る必要記載事項について、複数の取引関係書類によって確認することができる場合の取扱いを明らかにしたものである。
- 2 本特例においては、関連者間取引に関して受領し、又は作成した注文書、契約書、請求書その他の書類（取引関係書類）に、法人税法施行規則第 59 条の 2 第 1 項各号《関連者間取引に係る書類の整理保存の特例》に定める事項（必要記載事項）の記載又は記録がない場合には、特定事項記載書類の取得又は作成及び保存等をしなければならないこととされている（規 59 の 2 ①）。
- 3 ところで、取引の内容や対価の算定根拠については、通常の経理実務においても、一の書類のみによって確認されとは限らず、契約書、請求書、計算資料その他の複数の書類によって確認されることも少なくない。例えば、契約書には取引の内容や対価の算定方法が記載されている一方で、請求書には各事業年度における請求金額のみが記載されていることや、契約書には対価の算定方法が記載されているものの、その具体的な計算過程については別途作成された計算資料によって確認されることもある。このような場合に、個々の取引関係書類ごとに必要記載事項が記載又は記録されているかどうかを判定し、その都度特定事項記載書類の取得又は作成を求めることとすると、本特例が予定していない追加的な事務負担を生じさせることになりかねない。また、本特例の趣旨は、関連者間取引に係る必要記載事項を確認することができる状態を求めるものであって、必要記載事項の全てが一の取引関係書類に記載又は記録されていることまで求めるものではない。
- 4 したがって、関連者間取引に係る複数の取引関係書類によって必要記載事項を確認することができる場合には、特定事項はないこととなる。例えば、契約書において工業所有権等の貸付けの内容、当該工業所有権等が果たす機能及び対価の算定方法等が明らかにされており、請求書及び計算資料において当該算定方法に基づく具体的な金額が確認できる場合には、これらの書類によって必要記載事項を確認することができる。また、役務提供取引について、基本契約書に役務の内容及び費用配賦の考え方等が記載されており、各事業年度の配賦計算資料において当該役務に係る費用負担額が確認できる場合も同様である。
- 5 そこで、本通達において、関連者間取引に係る複数の取引関係書類に記載又は記録された事項を総合して必要記載事項を確認することができる場合には、特定事項記載書類の取得等を要しないことを明らかにしている。